

◇ せい と ころ え 得 ◇ 生 徒 心 得

がっこう うんえい がくそく さだ おこな せいと にちじょうせいかつ ちつじよ まも
学校の運営は、学則の定めるところによって行われる。生徒が日常生活において、秩序を守り、
がくしゆう こうか たか まも ころえ しめ じしゆ じりつ こうふう じゆりつ ししん
学習の効果を高めるため、守るべき心得をここに示し、自主自立の校風を樹立するための指針と
する。

1. とう げこう 登下校

(1) よれい じ ふん とうこう
予鈴(8時45分)までに登校する。

(2) げこう か き じこく まも おこな
下校は下記の時刻までに行う。

3月～10月…17時 11月～2月…16時30分

ぶかつどう ばあい
部活動の場合

3月～10月…19時 11月～2月…18時30分

(3) とうこうご ほうかご がいしゆつ みと げつ え がいしゆつ ばあい がつきゆうたんにん
登校後、放課後まで外出は認めない。やむを得ず外出する場合は学級担任または
かんけいしよくいん きよか う がいしゆつきよかしよう けいたい
関係職員の許可を受け、外出許可証を携帯する。

(4) きゆうぎようび とうこう がっこう しせつ しよう ばあい かんけいしよくいん きよか え こうどう
休業日に登校して学校施設を使用する場合は関係職員の許可を得て行動する。

しゆつ けつせき 2. 出欠席

(1) けつせき ちこく そうたい あき ばあい じぜん ほごしゃ がつきゆうたんにん とど で
欠席、遅刻、早退があらかじめ明らかかな場合は事前に保護者から学級担任に届け出る。

(2) けつせき ばあい せいと てちよう りゆう きにゆう ほごしゃ がつきゆうたんにん とど で
欠席した場合は生徒手帳に理由を記入して保護者から学級担任に届け出る。

また、ちようき けつせき ばあい きかんちゆう じようきよう ずいじ がつきゆうたんにん れんらく
長期にわたって欠席する場合はその期間中にその状況を随時学級担任に連絡する。

(3) せいと きびき にっすう かき とお
生徒の忌引日数は下記の通りとする。

ふぼ か そふぼ きようだい しまい か た きんしんしゃ にち
父母…7日 祖父母・兄弟姉妹…3日 その他近親者…1日

こうない せいかつ 3. 校内生活

(1) じゆぎよう しよう みと ばあい のぞ じゆぎようちゆう けいたいでんわなど
授業で使うことが認められた場合を除き、授業中はスマートフォン・携帯電話等
は使用しない。

(2) つね こうない せいり せいとん せいけつ ころが
常に校内の整理・整頓・清潔を心掛ける。

(3) がっこう びひん かんけいしよくいん きよか え しよう かなら しょうてい いち もど
学校の備品はすべて関係職員の許可を得て使用する。使用後は必ず所定の位置に戻す。

(4) がっこう びひん たてもの は そん ばあい ただ がつきゆうたんにんまた かんけいしよくいん もう で ぶつびん
学校の備品や建物を破損した場合は直ちに学級担任又は関係職員に申し出て、物品
はそんとどけ ていしゆつ びひん ふんしつ ばあい すみ かなけいしよくいん とど で
破損届を提出する。備品を紛失した場合は、速やかに関係職員に届け出る。いずれの
ばあい べんしょう げんそく
場合も弁償を原則とする。

- (5) 各学級、部等で金銭の徴収をする時は担任、部顧問を経て校長の許可を得る。
- (6) 許可なく火器を使用してはならない。

4. 所持品

- (1) 貴重品は自己責任で管理する。
- (2) 金銭、物品を紛失あるいは拾得した時は、ただちに関係職員に届け出る。
- (3) 学校行事又は体育の授業においては、貴重品は貴重品袋に納めて管理する。

5. 服装

- (1) 服装については次のことを厳守する。
- (ア) 所定の制服を着用する。
- (イ) 衣替えは6月1日と11月1日とする。5～10月はブレザーを着用しなくても良い。
- (ウ) ブレザーを着用しなくても良い期間(5～10月)は、白無地のワイシャツ又はポロシャツを着用して登校することができる。ただし、ブレザー着用の際は白無地のワイシャツを着用すること。
- (エ) 登下校の際、冬期防寒用に、ブレザーの上に上着・マフラーを着用してもよい。
- (オ) ブレザーの下に着用できるのは、セーター(ネクタイ・リボンが確認できるもの)、カーディガン、ベスト、パーカー、トレーナーとする。スウェットの着用は認めない。
- (カ) 11月(気候状況によっては10月)から翌年3月までの間は、学校指定ジャージに限り着用を認める。(登下校時も含む)ただし、その際は必ず上下ともに学校指定ジャージを着用すること。また、上ジャージの下に着用するものについては、服装規定に違反しないこと。
- (キ) 安全性という観点から、登下校時にサンダル等を履かない。また、上履きは学校で指示されたものを履く。
- (ク) 休日、長期休業中も、部活動で登下校する場合を除き、登下校時には制服を必ず着用する。
- (ケ) 何らかの事情で正しい服装ができない時は、学級担任に届け出て異装届を書いてもらう。
- (コ) 授業は、特別な理由がない限り、正しい服装以外で受けることは認めない。
- (2) 頭髪について、染色・脱色・加工等しない。

6. オートバイ等^{とう}について

- (1) オートバイ等を登^{とう}下^げ校^{こう}（休日^{きゅうじつ}も含^{ふく}め）に使用^{しよう}してはならない（乗^のせてもら^らうことも不可^{ふか}）。
また、制服^{せいふく}で乗^のってはいけ^いない（制服^{せいふく}で乗^のせてもら^らうことも不可^{ふか}）。
- (2) オートバイ等に乗^のるときは、交通規則^{こうつうきそく}を守^{まも}り、安全運転^{あんぜんうんてん}を常^{つね}に心掛^{こころが}ける。

7. 自転車^{じてんしゃ}通学^{つうがく}について

- (1) 自転車^{じてんしゃ}通学^{つうがく}希望者^{きぼうしゃ}は自転車^{じてんしゃ}通学^{つうがく}許可^{きょか}願^{ねが}いを担当^{たんとう}の先生^{せんせい}に提出^{ていしゅつ}すること。
- (2) 自転車^{じてんしゃ}通学者^{つうがくしゃ}は以下^{いか}の点^{てん}に注意^{ちゅうい}して、事故^{じこ}のないよう^{つうがく}に通学^{つうがく}する。
- (ア) 道路^{どうろ}交通^{こうつう}法規^{ほうき}に従^{したが}うこと。特に次^{とく}の事^{こと}については厳守^{げんしゅ}する。
- I) 自転車^{じてんしゃ}の2人^{ふたり}乗り^の等^{とう}はし^しない。
- II) 夜間^{やかん}はライト^{そっこう}をつ^つけて走^{そう}行^{こう}する。
- III) 並列^{へいれつ}走^{そう}行^{こう}はし^しない。
- IV) 携^け帯^{たい}電^{でん}話^わ・音^{おん}楽^{がく}機^き器^きを^き使^{しよう}し^しな^がら^らの^{うんてん}運^{うん}転^{てん}はし^しない。
- V) 傘^{かさ}さし^{うんてん}運^{うん}転^{てん}はし^しない。
- VI) 自転車^{じてんしゃ}賠^{ばい}償^{しょう}責^{せき}任^{にん}保^ほ険^{けん}等^{とう}に必^{かなら}ず^か加^か入^いす^る。
- (イ) 名^な前^{まえ}・住^{じゅう}所^{しょ}を明^{めい}記^きし、鍵^{かぎ}・ス^ステ^テカ^カー^をつ^つける。
- (ウ) 自^{じてん}車^{しゃ}は自^{じてん}車^{しゃ}置^おき^ば場^たに正^{ただ}しく^お置^おく。
- (3) 上^{じょう}記^きの規^き則^{そく}を守^{まも}れ^ない^もの^のは許^{きょ}可^かを^とり^け消^けす^こと^もあ^ある。

8. 校外生活^{こうがいせいにかつ}について

- (1) 電^{でん}車^{しゃ}・バ^りス^{りょう}を^ばあ^いい^{じょう}用^{しよう}す^る場^ば合^あひ^は、乗^{じょう}車^{しゃ}マ^まナ^まー^を守^{まも}り、他^{ほか}の^{じょう}乗^{きやく}客^{かく}に迷^{めい}惑^{わく}を^かけ^ない。
- (2) 飲^{いん}酒^{しゅ}喫^{きつ}煙^{えん}等^{とう}の禁^{きん}止^しはも^ちろ^んの^こと、夜^や間^{かん}外^{がい}出^{しゅつ}、無^む断^{だん}外^{がい}泊^{ぱく}等^{とう}も厳^{げん}に^{ちん}慎^{しん}む。
- (3) 学^が校^{こう}の^な名^なに^おい^てす^る行^{こう}為^いは、す^べて^{きょう}教^{いん}員^{いん}の^{しん}引^{しん}率^{そつ}指^し導^{どう}す^るも^の以^い外^{がい}は^みと^も認^めめ^ない。
- (4) 校^{こう}外^{がい}生^{せい}活^{かつ}に^おい^て事^じ故^こ等^{とう}が^ほっ^せい^ばあ^いに^おい^て発^{はつ}生^{せい}した^ばあ^い場^ば合^あひ^は、す^みや^かに^が校^{こう}に^{れん}ら^くす^る。